



2023年10月31日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 フ ァ ン デ リ ー  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 阿 部 公 祐  
(コード番号：3137 東証グロース)  
問 合 せ 先 取 締 役 茅 野 智 憲  
経 営 管 理 本 部 長  
(TEL. 03-6741-5880)

## 分配可能額を超えた自己株式の取得に関する調査結果及び再発防止策について

当社は、第23期(2022年4月1日～2023年3月31日)において実施した自己株式の取得について、結果として、第23期に係る計算書類の承認時点で、当該自己株式取得が会社法及び会社計算規則に基づき算定した分配可能額を超えていたこと(以下「本件」という。)が判明いたしました。本件についての調査結果及び再発防止策について、以下のとおりご報告いたします。

### 記

#### 1. 本件の経緯

当社は、2022年10月17日に開催した取締役会において、株式の取得価額の総額25,000,000円(取得し得る株式の総数50,000株)を上限とし、2022年11月1日から2023年2月28日までの期間において自己株式の取得を行うことを決議いたしました。当該取締役会決議に基づき、2022年11月15日から2023年1月13日までに合計9,155,700円(32,600株)の自己株式の取得を実施いたしました。

第24期(2023年4月1日～2024年3月31日)の監査・レビューの過程において、会計監査人より本件を発見したとの連絡を受け、当社は本件について調査及び確認を行ったところ、第23期において実施した自己株式の取得の全額(9,155,700円)が、結果として分配可能額を超えていた事実を確認いたしました。

#### 2. 本件の発生原因

第23期の年度末決算において、当社が想定し得なかった、計画比で多額の製品評価損や計画に含まれていなかった包装資材に係る貯蔵品評価損を計上することとなり、また、当初の計画に含まれていなかった2023年2月末から放送を開始したテレビCMにより売上の拡大を図ったものの、予想した売上増加の効果がなく、いずれについても予測困難であったことから、当社取締役としては、取締役会における自己株式取得の決議時点から取得終了予定日までの期間において、当該自己株式取得が第23期の年度末時点の分配可能額を超える事態を予測することは著しく困難であった点が本件の発生原因であると考えております。

#### 3. 本件につき判明した事実及び取締役の責任

当社は、取締役会において自己株式の取得を決議した2022年10月17日から自己株式の取得最終日と予定していた2023年2月28日までのいずれの時点においても、第23期の通期業績を当期純利

益 79 百万円と見込んでおり、各取得時点における分配可能額の範囲内で当該自己株式取得を実施したものの、2023 年 5 月 19 日開催の取締役会において承認された第 23 期の通期業績が当期純損失 284 百万円で赤字決算となった結果、第 23 期の年度末時点の分配可能額はゼロとなり、当該自己株式取得が会社法及び会社計算規則に基づき算定した分配可能額を超えることとなりました。

業績予測に関する業務は当社の経営管理部門が担当しており、計画比で多額の製品評価損や計画に含まれていなかった包装資材に係る貯蔵品評価損の計上、及び、当初の計画に含まれていなかったテレビCMの実施に係る効果について、取締役会における自己株式取得の決議時点から取得終了予定日までの期間において予測することが困難であり、第 23 期の年度末時点の分配可能額がゼロとなることを予測することは困難でありました。

また、自己株式の取得に関する業務は当社の経営管理部門が担当しており、当該自己株式取得が各取得時点における分配可能額の範囲内であることは確認していたものの、第 23 期の年度末決算の確定後に、結果的に見ても当該自己株式取得が分配可能額の範囲内であることまでは確認していなかったことから、第 24 期の監査・レビューの過程で会計監査人より連絡を受けて本件を認識するに至りました。

これを受けて、監査役会は、本件に関する取締役の責任について、複数の弁護士の見解を受けながら、以下のとおり調査及び検討を進めてまいりました。

- ・取締役会等の社内会議の議事録及び関連書類並びに財務諸表の内容調査
- ・取締役及び社内関係部門の関係者に対するヒアリングの実施

当社は、監査役会から本件に関する取締役の責任について、取締役の当時の認識、検討状況、欠損が生じるに至った経緯等を踏まえると、取締役が自己株式の取得を行うにあたり、各取締役が注意義務を怠ったと思える事情は見当たらず、各取締役としては自己株式の取得に過失は無かったとの各取締役の説明には合理性があると判断し、各取締役に対して会社法第 465 条第 1 項に基づく欠損填補責任や損害賠償責任に関する追及をしない旨の見解を受領いたしましたので、お知らせいたします。

#### 4. 再発防止策

当社は、今後の再発防止を徹底するため、以下の取組を実行してまいります。

- (1) 担当部署における、より精度の高い業績予測の作成及び将来時点の分配可能額の検証
- (2) 重要事項について、取締役会において十分に審議するプロセスの再整備
- (3) 決算に多大な影響を及ぼす事項について、会計監査人との早期調整の実施
- (4) 年度末決算の確定後、期中に実施した自己株式の取得が分配可能額を超えていないことを確認する業務プロセスの整備

#### 5. 今後の対応

当社は、本件発生の事態を重く受け止め、再発防止策を実施するとともに、より強固な内部管理体制の構築に努めてまいりますので、ご理解のほど宜しくお願い申し上げます。

以上